

## 引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成31年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 139,762 千円  
       うち社会保障財源分 63,454 千円

(歳出) 231,865 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	30,249	7,505		200	22,544	13,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	187,551				187,551	37,454
保健衛生	各種健(検)診委託料	14,065	198		245	13,622	13,000
合計		231,865	7,703		445	223,717	63,454